

刈谷市人にやさしい街づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人にやさしい街づくりを推進するため、施設を改修し、バリアフリー化を実施する者に対し交付する刈谷市人にやさしい街づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）対象施設 別表に掲げる事業所又は事業所の部分（その敷地の出入口までの屋外の部分を含む。）をいう。

（2）バリアフリー改修工事 対象施設の共用部分で行われる工事で次のいずれかに該当するものをいう。ただし、本要綱以外による補助を受けて行われるものは除く。

ア　廊下、階段、通路、便所等の段差解消、手すりの設置、床のノンスリップ化、点字ブロックの設置その他移動動作の補助又は危険防止に関する工事

イ　通路又は開口部の幅の拡張等の移動を容易にするための工事

ウ　その他市長がバリアフリーに関し改善されるものとして認める工事

（3）代理受領 バリアフリー改修工事を施工した業者（以下「施工業者」という。）が、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）の同意に基づき、当該バリアフリー改修工事に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額（第8条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、バリアフリー改修工事を実施する市内の対象施設の所有者又は使用者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

（1）バリアフリー改修工事に関し、当該施設の所有者の承諾が得られていない者

(2) 市が賦課徴収を行う税金を滞納している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、バリアフリー改修工事に要した経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、1施設につき50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、バリアフリー改修工事に着手する前に、人にやさしい街づくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 施設の概要

ア 案内図

イ 配置図

ウ 平面図

(2) バリアフリー改修工事計画書

ア 改修しようとする箇所の着手前の状況写真

イ 改修箇所図

ウ 改修計画図その他改修方法を示す図書

エ バリアフリー改修工事に要する経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

(3) バリアフリー改修工事に関する所有者の承諾書（補助金の交付を受けようとする者と対象施設の所有者が異なる場合に限る。）

(4) 愛知県衣浦東部保健所に提出した施術所開設届の写し（対象施設が施術所の場合に限る。）

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、人にやさしい街づくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとする場合は、人にやさしい街づくり推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に当該変更の内容が

分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該変更の内容が分かる書類の添付を要しない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、人にやさしい街づくり推進事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(改修工事の中止)

第9条 補助決定者は、バリアフリー改修工事を中止するときは、人にやさしい街づくり推進事業中止届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、バリアフリー改修工事が完了したときは、人にやさしい街づくり推進事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) バリアフリー改修工事に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

(2) 工事完了後の写真

2 補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第1号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 人にやさしい街づくり推進事業補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第7号）

(2) バリアフリー改修工事に要した経費の額から第6条の規定による決定（第8条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

(請求及び補助)

第11条 市長は、前条第1項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を行う場合は、施工業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

病院	一般病院 精神病院 結核病院
診療所	医院 診療所 歯科医院 歯科診療所
助産所	助産所
施術所	あん摩マッサージ指圧業 はり業 きゅう業 柔道整復業
銀行等の金融機関	普通銀行 信託銀行 長期信用銀行 在日外国銀行 信用金庫 信用協同組合 商工組合 労働金庫 労働中央金庫 農業協同組合
小売店	百貨店 総合スーパー 呉服店 服地店 寝具店 靴店 履物店 かばん店 酒店 食肉店 鮮魚店 野菜店 果実店 菓子店 パン店 米穀店 コンビニエンスストア 自動車販売店 自転車店 家具店 電気器具店 金物店 荒物店 陶磁器・ガラス店 医薬品店 化粧品店 ガソリンスタンド 書籍店 文房具店 スポーツ用品店 玩具・娯楽用品店 楽器店 写真店 時計店 眼鏡店 その他小売店
一般飲食店	食堂 日本料理店 西洋料理店 中華料理店 そば・うどん店 すし店 喫茶店 その他飲食店
理容業・美容業・浴場業	理容店 美容店 公衆浴場

注 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により営業の許可等が必要なものは除く。